

別表第3（第8条関係）

対象事業	行為
1 道路の建設（その内容が高速自動車国道の新設又は拡幅である事業に限る。）に該当する事業	高速自動車国道法第5条第1項又は第3項の規定による整備計画の策定
2 道路の建設（その内容が自動車専用道路又はその他の道路の新設又は拡幅である事業に限る。）に該当する事業	道路法第18条第1項の規定による道路の区域の決定又は変更 道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第3条第1項若しくは第6項、第10条第1項若しくは第4項又は第12条第1項若しくは第6項の許可の申請
3 放水路又は堰 ^{せき} の建設（その内容が放水路の新築又は改築である事業に限る。）に該当する事業	河川法第79条第1項の認可の申請
4 放水路又は堰 ^{せき} の建設（その内容が堰 ^{せき} の新築又は改築である事業に限る。）に該当する事業	河川法第26条第1項の許可の申請、同法第79条第1項の認可の申請又は同法第95条の規定による協議
5 鉄道又は軌道の建設に該当する事業	鉄道事業法第8条第1項、第9条第1項又は第12条第1項の認可の申請 軌道法第5条第1項の認可の申請 軌道法施行令（昭和28年政令第258号）第6条第1項の認可の申請
6 飛行場の建設に該当する事業	航空法（昭和27年法律第231号）第38条第1項若しくは第43条第1項の許可の申請又は同法第55条の2第3項において準用する同法第38条第3項の規定による告示 飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（昭和33年防衛庁訓令第105号）第19条の規定による告示
7 工場又は事業場の建設に該当する事業	都市計画法第29条第1項又は第2項の許可の申請 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の許可の申請 工場立地法（昭和34年法律第24号）第6条第1項又は第8条第1項の規定による届出 電気事業法（昭和39年法律第170号）

	<p>第48条第1項の規定による届出 ガス事業法（昭和29年法律第51号）第36条の2第1項の規定による届出 熱供給事業法（昭和47年法律第88号）第3条の許可の申請 建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の確認の申請又は同法第18条第2項の規定による通知</p>
8 廃棄物処理施設の建設に該当する事業	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項若しくは第6項、第7条の2第1項、第8条第1項若しくは第9条第1項の許可の申請、同法第9条の3第1項若しくは第8項の規定による届出、同法第9条の8第1項若しくは第9条の9第1項の認定の申請、同法第14条第1項若しくは第6項、第14条の2第1項、第15条第1項若しくは第15条の2の6第1項の許可の申請又は同法第15条の4の2第1項若しくは第15条の4の3第1項の認定の申請 都市計画法第29条第1項又は第2項の許可の申請</p>
9 下水道終末処理場の建設に該当する事業	<p>下水道法第4条第1項又は第25条の3第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の認可の申請</p>
10 高層建築物の建設に該当する事業	<p>建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の確認の申請又は同法第18条第2項の規定による通知</p>
11 大規模建築物の建設	<p>建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の確認の申請又は同法第18条第2項の規定による通知</p>
12 研究施設の建設に該当する事業	<p>建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の確認の申請又は同法第18条第2項の規定による通知 都市計画法第29条第1項又は第2項の許可の申請 森林法第10条の2第1項の許可の申請</p>
13 浄水施設の建設に該当する事業	<p>水道法第6条第1項、第10条第1項、第26条又は第30条第1項の認可の申請</p>
14 公園の建設に該当する事業	<p>都市計画法第29条第1項又は第2項の許可の申請 森林法第10条の2第1項の許可の申請 都市公園法第2条の2の規定による公告又</p>

	は同法第 5 条第 1 項の許可の申請
1 5 電気工作物の建設に該当する事業	電気事業法第 4 8 条第 1 項の規定による届出
1 6 住宅団地の造成に該当する事業	都市計画法第 2 9 条第 1 項又は第 2 項の許可の申請 森林法第 1 0 条の 2 第 1 項の許可の申請
1 7 工業団地の造成に該当する事業	都市計画法第 2 9 条第 1 項又は第 2 項の許可の申請 森林法第 1 0 条の 2 第 1 項の許可の申請
1 8 流通業務施設用地の造成に該当する事業	都市計画法第 2 9 条第 1 項又は第 2 項の許可の申請 森林法第 1 0 条の 2 第 1 項の許可の申請
1 9 学校用地の造成に該当する事業	学校教育法第 4 条第 1 項（同法第 1 3 4 条第 2 項において準用する場合を含む。）又は第 1 3 0 条第 1 項の認可の申請
2 0 土地区画整理事業に該当する事業	土地区画整理法第 4 条第 1 項又は第 1 4 条第 1 項の認可の申請
2 1 開発行為に係る事業に該当する事業	都市計画法第 2 9 条第 1 項又は第 2 項の許可の申請 森林法第 1 0 条の 2 第 1 項の許可の申請 墓地、埋葬等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 4 8 号）第 1 0 条第 1 項の許可の申請（同条第 2 項の規定により墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更し、又は墓地、納骨堂若しくは火葬場を廃止するための許可の申請を含む。）
2 2 前各項に掲げるもののほか、これらに準ずる事業として定める事業で、その内容が調節池の設置であるもの	都市計画法第 2 9 条第 1 項又は第 2 項の許可の申請 森林法第 1 0 条の 2 第 1 項の許可の申請 河川法第 2 6 条第 1 項の許可の申請、同法第 7 9 条第 1 項の認可の申請又は同法第 9 5 条の規定による協議